

2. 条例の概要

[山形県福祉のまちづくり条例]

| | |
|-----------------|--|
| 目 的 | 県民、事業者及び県それぞれが共通の認識と連携の下に福祉のまちづくりを推進することにより、高齢者、障害者等を含むすべての県民が個人として尊重され、あらゆる分野の活動への参加の機会がひとしく与えられる社会の実現に寄与することを目的とする。 |
| 定 義 | <ul style="list-style-type: none">○生活関連施設 病院、百貨店、道路、公園その他の不特定又は多数の者の利用に供する施設。○特定生活関連施設 生活関連施設のうち、高齢者、障害者等が日常生活を営む上で特に重要な施設。 |
| 役 割 | <ul style="list-style-type: none">○県民の役割 福祉のまちづくりに理解を深め、県及び市町村の施策に協力する。○事業者の役割 事業を行なうに当たり、自ら進んで福祉のまちづくりに取り組むよう努めるとともに、県及び市町村の施策に協力する。○県の役割 福祉のまちづくりの総合的、長期的な施策を策定し、実施する。 |
| 県の施策 | <ul style="list-style-type: none">○基本方針 すべての県民が福祉のまちづくりについて理解を深め、積極的に取り組むよう意識の高揚を図る。 高齢者、障害者等が自らの意思で自由にあらゆる分野の活動に参加できる環境の整備を促進する。○推進施策 県は、啓発活動や情報の提供、ボランティア活動の促進、移動支援等に努める。 |
| 施設整備 | <ul style="list-style-type: none">○整備基準 生活関連施設について、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための整備基準を定める。○整備基準への適合 生活関連施設の設置者等は、整備基準に適合させるよう努める。○指導・助言 生活関連施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするため、生活関連施設の設置者等に対し、指導・助言できる。○機能の維持 生活関連施設の設置者等は、整備基準に適合させた部分の機能維持に努める。○適合証の交付 整備基準に適合した施設には、請求により適合証を交付する。○新築等の届出 特定生活関連施設の新築等をしようとする者は、事前に、その内容を知事に届出なければならない。○勧告・公表 新築等の届出を行なわず工事に着手したとき等は勧告を、勧告にもかかわらず届出がないときは公表をすることができる。 |
| 旅客車両等の整備 | 旅客車両等の所有者等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備に努める。 |
| 住宅の整備 | 住宅を供給・提供する者は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備された住宅の供給・提供に努める。 |

[山形県福祉のまちづくり条例施行規則]

| | |
|-----------------|--|
| 趣 旨 | 福祉のまちづくり条例の施行に関し必要な事項を定めている。 |
| 生活関連施設 | 生活関連施設について、具体的に定めている。 |
| 特定生活関連施設 | 特定生活関連施設について、具体的に定めている。 |
| 整備基準 | 生活関連施設のうち、不特定又は多数の者の利用に供する出入口、廊下、階段、便所、歩道その他の部分の構造及び設備の整備について、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な基準を「整備基準」として定めている。 |
| 適合証 | 生活関連施設が整備基準に適合していることを証する適合証とその交付手続きを定めている。 |
| 新築等の届出 | 特定生活関連施設の新築等(変更を含む)の届出の期限、届出の様式、添付書類について定めている。 |
| 公表 | 公表事項及び公表の方法を定めている。 |
| 書類の経由 | 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、生活関連施設が所在する市町村の長を経由する。 |